

業務仕様書

1 業務名

投票所案内はがきバーコード読み取り業務

2 履行期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）まで

3 業務内容

(1) 業務の流れ及び日程

ア 投票所案内はがきの回収（12月24日（金）、12月27日（月））

各区の選挙管理委員会で保管している投票所案内はがきを回収する。

なお、中央区については、12月24日（金）に回収を行うこと。

イ 投票所案内はがきバーコード読み取り作業（別紙1参照）

① 正常にバーコードの読み取りが可能なはがき

投票所案内はがきのバーコードを読み取り、取得した10桁の数字をテキストデータ（CSVファイル）に記録する。なお、テキストデータ（CSVファイル）は区ごとにファイルを分けて作成すること。

② 折れ、汚れ等でバーコードの読み取りが不可能なはがき

投票所案内はがきが折れ、汚れ等で読み取れない場合は、はがきの画像データ（TIFFイメージ）を作成する。なお、画像データ（TIFFイメージ）は、はがき1枚につき1ファイル、また、区ごとに格納フォルダを分けること。

ウ 各ファイルの納品（1月31日（月）まで）

1月31日（月）までに札幌市選挙管理委員会へ上記ファイルを納品する。

エ 投票所案内はがきの返却（1月31日（月）まで）

1月31日（月）までに各区選挙管理委員会へ投票所案内はがきを返却する。

(2) 予定数量等

約686,100枚（各区の内訳は下表のとおり）

区名	はがき枚数（想定）	回収及び返却場所
中央区	89,000枚	《回収場所》 中央区南3条西11丁目331番地1 札幌市中央区役所分庁舎6階 中央区選挙管理委員会室 《返却場所》 中央区大通2丁目9 札幌市中央区役所 仮庁舎地下1階

北 区	100,000 枚	《回収場所》 北区北 24 条西 6 丁目 1-1 札幌市北区役所 1 階書庫 《返却場所》 札幌市北区役所 正面書庫
東 区	87,000 枚	東区北 11 条東 7 丁目 1-1 札幌市東区役所 2 階 選挙管理委員室
白石区	70,000 枚	白石区南郷通 1 丁目南 8 番 1 号 札幌市白石区複合庁舎 7 階 倉庫
厚別区	46,000 枚	厚別区厚別中央 1 条 5 丁目 3 番 2 号 札幌市厚別区役所 2 階 総務企画課
豊平区	82,000 枚	豊平区平岸 6 条 10 丁目 1 番 1 号 札幌市豊平区役所 2 階 旧食堂事務室
清田区	35,000 枚	清田区平岡 1 条 1 丁目 2 番 1 号 札幌市清田区役所 外倉庫
南 区	49,000 枚	南区真駒内幸町 2 丁目 2 番 1 号 札幌市南区役所 2 階 倉庫
西 区	80,000 枚	西区琴似 2 条 7 丁目 1 番 10 号 札幌市西区役所分庁舎 1 階 倉庫
手稲区	48,100 枚	手稲区前田 1 条 11 丁目 1 番 10 号 札幌市手稲区役所 3 階 事務室横物品庫

※ 各区担当者及び連絡先は別紙 2 を参照。

4 納品物

納品物	ファイル	提出方法
バーコード読み取り可能分 CSVファイル	1区1ファイル (全10ファイル) ファイル名: 「区コード_バーコード読み取り可能分_区名.csv」	CD-R
バーコード読み取り不可分 画像ファイル (TIFFイメージ)	はがき 1 枚 1 ファイル ※ ただし、バーコード読み取り不可のはがきがあった場合に限る。 ※ 区ごとに格納フォルダを分けること フォルダ名: 「区コード_バーコード読み取り不可分_区名」 ファイル名: 「〇〇.tif」	

※ 区コードについては、契約締結後に通知する。

5 納入場所

札幌市選挙管理委員会事務局 (札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 4 階)

6 セキュリティ要件

- (1) プライバシーマーク及び ISMS を取得していること。
- (2) 作業場所は、来場者の受付や来場者の持ち物等の制約、セキュリティカードによる扉の開錠、各所防犯カメラの設置等のセキュリティを備えていること。
- (3) 受注者は、(1)の取得及び(2)のセキュリティ対策が行われていることを確認できる書面、図面及び写真等を速やかに提出しなければならない。
- (4) 受注者は、当該業務の作業責任者と作業従事者の名簿及び「秘密保持に関する誓約書」を速やかに提出しなければならない。
- (5) 受注者は、発注者の指示後、速やかに(3)、(4)に定める書類を発注者に提出できることを契約の条件とする。
- (6) セキュリティ保全状況及び作業の履行状況を確認するため、発注者が作業場所の確認、立ち会いを行うことがあるほか、受注者は発注者の求めに応じて適宜状況を報告しなければならない。
- (7) 回収した投票所案内はがきは、発注者が指示する返却日まで、施錠のできる保管庫等に収納することとし、変質、汚損、盗難等の突発事故の防止に万全を期すこと。
- (8) 発注者との受け渡しを除き、事前に届け出た作業場所以外へ投票所案内はがきの持ち出しは行わないこと。
- (9) 本作業に従事する者は、この作業にあたり知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、作業にあたり、発注者から提供された投票所案内はがきを、発注者の承諾を得ることなしに、複写、複製、目的外の使用、又は第三者への提供を行ってはならない。受注者は、作業に従事している者がこれらの事項を遵守するよう、必要な措置を講じること。なお、本件については、契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(別紙1) 投票所案内はがきバーコード読み取り作業について

投票区	ページ	番号	名簿対照
██████	1	1	
衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査			
投票日	午前7時 ~ 午後8時		
【投票所のご案内】			
投票所	████████████████████		
所在地	████████████████████		
用紙交付	小選挙区	比例代表	国民審査
			-

郵便はがき



選挙事務

████████████████████ 様



札幌市南区選挙管理委員会 〒005-8612

札幌市南区真駒内幸町2丁目2番1号
南区役所内 電話582-4711

- ※ このハガキはご本人が投票所にご持参ください。
- ※ 投票にお越しの際にはマスクの着用にご協力ください。
- ※ お持ち頂いた鉛筆等の筆記用具もご使用いただけます。



60031 ① 札幌市選挙管理委員会ホームページアドレス <https://www.city.sapporo.jp/senkan/>

基本的には、①のバーコードを読み取ることになるが、はがきが折れ、汚れ等でバーコードを読み込めない場合は、はがきの画像データ(TIFFイメージ)を作成すること。

(別紙2)

はがき回収及び返却場所	
中央区選挙管理委員会 《回収場所》 中央区南3条西11丁目 《返却場所》 中央区大通2丁目 ☎ 205-3206	担当：樋口 札幌市中央区役所分庁舎6階 選挙管理委員会室 札幌市中央区役所仮庁舎地下1階
北区選挙管理委員会 《回収場所》 北区北24条西6丁目 《返却場所》 北区北24条西6丁目 ☎ 757-2404	担当：小林 札幌市北区役所1階 書庫 札幌市北区役所 正面書庫
東区選挙管理委員会 東区北11条東7丁目 ☎ 741-2412	担当：千葉 札幌市東区役所2階 選挙管理委員会室
白石区選挙管理委員会 白石区南郷通1丁目南 ☎ 861-2406	担当：飯塚 札幌市白石区複合庁舎7階 倉庫
厚別区選挙管理委員会 厚別区厚別中央1条5丁目 ☎ 895-2424	担当：草野 札幌市厚別区役所2階 総務企画課内
豊平区選挙管理委員会 豊平区平岸6条10丁目 ☎ 822-2406	担当：菅野 札幌市豊平区役所2階 旧食堂事務室
清田区選挙管理委員会 清田区平岡1条1丁目 ☎ 889-2010	担当：田村 札幌市清田区役所 外倉庫
南区選挙管理委員会 南区真駒内幸町2丁目 ☎ 582-4711	担当：磯谷 札幌市南区役所2階 倉庫
西区選挙管理委員会 西区琴似2条7丁目 ☎ 641-6922	担当：佐藤 札幌市西区役所分庁舎1階 倉庫
手稲区選挙管理委員会 手稲区前田1条11丁目 ☎ 681-2427	担当：岡田 札幌市手稲区役所3階 事務室横物品庫

※はがきの回収及び返却の際は、現地到着前に、上記担当者へ連絡すること。

投票所案内はがき回収・返却確認書（ 区選挙管理委員会分）

1 回収

回収年月日 _____ 令和 年 月 日

回収数量 _____ 箱

回収者氏名 _____ 印

2 返却

返却年月日 _____ 令和 年 月 日

返却数量 _____ 箱

返却確認者氏名 _____ 印